

発議案第34号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（スーパーシティ法）の廃止  
を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1  
項の規定により提出します。

令和2年12月15日

八千代市議会議長 木下映実様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	飯川英樹
	同	堀口明子
	同	三田登

## 提案理由

国に対し、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（スーパーシティ法）の廃止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（スーパーシティ法） の廃止を求める意見書

政府は、本年5月に国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（スーパーシティ法）を成立させた。これは今までの個別分野限定の実証実験的な取組ではなく、自動運転や完全キャッシュレス決済、遠隔教育、遠隔医療など、日本の最先端技術と大胆な規制改革を進めようとするものである。

スーパーシティ構想は、民間企業等の実施主体が住民の個人情報を一元的に管理する代わりに、医療、交通、金融などの各種サービスを丸ごと提供しようとするもので、個人情報やスマートフォンの位置情報等により把握された行動軌跡は、ビッグデータとして集積された後、人工知能により分析され、個人の特性や人格まで推定することが可能となる。このことによって「監視社会」に導き、個人のプライバシーと権利を侵害する重大な危険性がある。つまり、住民サービスも個人情報の管理も実質的に大企業とその関連会社が担うことになり、企業にとって最も効率よく利益を上げることができるまちがスーパーシティなのである。

スーパーシティ構想で先行するカナダのトロント市では、道路などに設置したセンサーでヒト・モノの動きを把握し、ビッグデータとして活用する計画を進めていたが、個人情報を収集されることに住民の不安や批判が高まり、事業は中止に追い込まれている。

また、スーパーシティ構想の要は地方自治体のデジタル化であり、膨大な市場を創り出し、公営事業等の外部委託が進み、公務員の削減など一層の「効率化」に拍車がかかることが危惧される。

地方自治体の役割は住民の福祉の増進を図ることである。今、求められていることは、スーパーシティ構想による企業等の目先の利益の追求ではなく、個人情報を保護し、住民の合意に基づき、医療、交通、福祉など、住民に喜ばれるまちづくりであり、先端技術を住民の福祉の増進にどうつなげるかという国民的議論が必要である。

よって、本市議会は国に対し、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（スーパーシティ法）の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様